

## 放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況について

### 1 検査の要請の内容

本院は、環境省等を対象に、①各事業の入札、契約などの状況、特に、一者応札となったものに係る契約金額の状況、②各事業に係る受注者の事業実施体制等及びこれに対する国の監督等の状況を検査し、その結果を報告することを求める要請を受けた。

### 2 検査の結果の主な内容

本院は、上記要請の放射性物質汚染対処特措法3事業等<sup>(注1)</sup>の入札、落札、契約等の状況並びに各事業に係る受注者の事業実施体制等及びこれに対する国の監督等の状況に関する各事項について、①放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札及び契約の状況はどのようになっているか、特に、応札者が1者となったもの(以下「1者応札」)に係る契約金額等の状況はどのようになっているか、また、環境省が行っている競争性確保のための取組はどのようになっているか、予定価格の積算は経済性を考慮して適切に行われているか、②放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る受注者における事業実施体制等<sup>(注2)</sup>及びこれに対する国の監督等の状況はどのようになっているか、除染事業等における除去土壌等の不法投棄等の不適切な事案に関して同省が整備している仕組みは事案の再発を防止する効果的なものとなっているかなどに着眼して検査を実施した。

(注1) 放射性物質汚染対処特措法3事業等 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「放射性物質汚染対処特措法」)に基づき実施する除染事業、汚染廃棄物処理事業、中間貯蔵施設事業及び福島復興再生特別措置法等に基づき実施する特定復興再生拠点区域事業

(注2) 除去土壌等 環境大臣が指定した地域等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌及び廃棄物

#### (1) 各事業の入札、契約などの状況、特に、1者応札となったものに係る契約金額の状況

##### ア 放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る契約の状況等

環境省福島地方環境事務所(平成29年7月13日以前は福島環境再生事務所。以下「福島事務所」)が28年4月から令和3年9月までの間に締結した契約984件について契約方式別の契約件数及びその比率をみると、一般競争契約735件(全体の74.7%)、随意契約249件(同25.3%)となっていた。

上記の一般競争契約735件について1者応札率<sup>(注3)</sup>をみたところ49.3%となっていた。

契約内容区分別に1者応札率を比較したところ、工事契約では29.5%と放射性物質汚染対処特措法3事業等全体の49.3%より19.8ポイント低くなっていたが、建設コンサルタント業務等(工事の設計若しくは監理・監督支援又は工事に関する調査、企画、立案若しくは助言の技術支援を行う業務等をいう。)契約では62.1%と放射性物質汚染対処特措法3事業等全体の1者応札率より12.8ポイント高くなっていると同時に、1者応札となった契約の件数が最も多くなっていた。総合評価落札方式による建設コンサルタント業務等契約の1者応札率について、事業区分により1者応札率に差があるかみると、汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設事業の建設コンサルタント業務等契約で、それぞれ1者応札率が97.9%及び67.9%となっていて、放射性物質汚染対処特措法3事業等全体の1者応札率よりそれぞれ48.6ポイント及び18.6ポイント高くなっていた。

また、応札者数と落札率<sup>(注4)</sup>との関係を見ると、複数応札となった契約の平均落札率<sup>(注5)</sup>は全体で81.3%であるのに対して、1者応札となった契約の平均落札率<sup>(注6)</sup>は全体で94.6%と13.3ポイント高くなっていて、いずれの契約内容区分においても、1者応札となった契約の平均落札率が複数応札となった契約より高くなっていた。

事業実施地域を市町村単位として発注される契約の入札、落札等の状況をみると、同省が、平成29年度以降に、6町村において実施している特定復興再生拠点区域事業の除染工事等契約の1者応札率は、6町村いずれにおいても当該町村における29年度までに終了している除染事業の除染工事契約より低くなっていた。一方、5町村において、特定復興再生拠点区域事業の工事監

理・監督支援業務契約の1者応札率は、除染事業の工事監理・監督支援業務契約より高くなって  
いた。また、除染事業及び特定復興再生拠点区域事業の工事監理・監督支援業務契約について  
は、発注があった9市町村のうち8市町村において、1者応札により同様の内容の契約を同一の契  
約相手方が継続して受注している契約が見受けられた。

同省が行っている1者応札率の低減を始めとする競争性の確保のための取組のうち1者応札等  
アンケートについてみると、同省は、試行的に取り組むという理由により環境本省が締結する  
契約のみとしていたのを各地方環境事務所等まで拡充としている。

(注3) 1者応札率 契約件数に対する1者応札となった契約件数の割合

(注4) 総合評価落札方式 契約がその性質又は目的から最低価格方式により落札者を決定し難いもので  
ある場合に、価格だけでなく性能、機能その他の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式

(注5) 落札率 契約金額の予定価格に対する比率

(注6) 平均落札率 各契約の落札率の合計を契約件数で除したもの

(注7) 1者応札等アンケート 環境本省が締結した契約のうち1者応札となった契約及び企画競争で1者応  
募となった契約について、入札説明会又は企画競争説明会に参加したものの、応札又は応募をし  
なかった者に対するアンケート調査

#### イ 放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る契約の予定価格の積算

工事費の算定に当たり設計書に計上する材料の単価(以下「積算単価」)の適用についてみると、  
誤って予定価格積算作業時点から1年以上前の時点の物価資料単価を適用しており、その結果、  
材料費が割高となっていた工事契約が11件(割高となっていた積算額計2億0910万円)見受けられ  
た。

諸経費の算定についてみると、前工事と後工事とがいずれも土木工事である組合せ4組に係  
る後工事7件の諸経費については、組ごとに後工事の発注時点において契約を締結済みの土木工  
事を前工事として、それらを一体的な工事とみなして、国土交通省土木工事標準積算基準書を  
参考にして合算調整を行うことが可能であり、合算調整により諸経費をより経済的に算定する  
必要があったと認められる(低減できた諸経費の積算額計1198万円)。

(注8) 物価資料単価 刊行物である積算参考資料に掲載されている単価

(注9) 前工事 実施中の工事

(注10) 後工事 前工事の受注者を相手方として随意契約により実施する前工事に関連する請負工事

(注11) 合算調整 後工事の諸経費の算定に当たって、前工事と後工事を一括して発注したこととして全  
体の諸経費を算定して、この額から前工事で計上している諸経費の額を控除する調整を行うこと

#### ウ 放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る契約の変更契約の状況

変更割合別の状況についてみると、前記984件のうち、増額変更割合が30%を超える増額と  
なっている契約件数は169件となっており、増額変更割合が100%を超えるものも59件見受けら  
れた。

増額変更理由についてみると、汚染廃棄物の処理量の増加が全体の30.2%と最も多くなっ  
ており、この汚染廃棄物の処理量の増加を含めた数量増を理由とするものが全体の76.3%を占め  
ていた。福島事務所は、契約委員会設置要綱に基づき設置された契約委員会において変更理由  
を説明して変更契約の適否について審査を受けた上で変更契約を締結しており、新たに契約を  
締結することなく事業の早期着手が可能となり、汚染廃棄物の早期処理等の諸課題に迅速に対  
応できたとしている。

東日本大震災復興基本法に基づき23年7月に定められた「東日本大震災からの復興の基本方  
針」等で定められた27年度までの集中復興期間においては、除染工事の早期完了、汚染廃棄物の  
早期処理等に迅速に対応することが求められており、新たに契約を締結する場合の手續に時間  
を要することなどを考慮すると、増額変更割合が30%を超える変更契約を行い対応したこと  
については、やむを得ない面があったと考えられる。

一方、集中復興期間に引き続く28年4月から令和3年9月までの間に締結した契約984件につ  
いては、契約締結後に住民の意向、地域情勢等により事業の早期着手を求められたため、締結済

みの契約において処理する汚染廃棄物の量を増加させたことなど、集中復興期間と同様の事情もあったと考えられるものの、前記のとおり、増額変更割合が30%を超える契約が169件となっており、100%を超える契約も59件見受けられている。

(注12) 増額変更割合 当初契約金額に対する増額変更金額の累計の割合

(2) 各事業に係る受注者の事業実施体制等及びこれに対する国の監督等の状況

同省は、不法投棄等の事案の発生を受けて、再発防止通知を発出したり、段階確認の項目や実施時期の明確化を図ったりするなどして、監督等の仕組みを見直している。

しかし、監督等の仕組みの見直し後においても、結果として不法投棄等の事案が発生している。このような事案が発生しているのは、一義的には受注者において契約図書の内容に従った履行をすることに対する認識が欠けていたことによるが、同省において、除去土壌等及び解体廃棄物<sup>(注13)</sup>が不法投棄等されることなく仮置場等に確実に搬入されたかを確認するための仕組みなど不法投棄等の発生を防止するための仕組みを整備していなかったことにもよると考えられる。

(注13) 解体廃棄物 被災建物の解体撤去により生じた廃棄物

3 検査の結果に対する所見

政府は、放射性物質汚染対処特措法等の枠組みの下、今日まで、多額の国費を投じて放射性物質汚染対処特措法3事業等を実施してきている。

東京電力株式会社(平成28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社)の福島第一原子力発電所において発生した事故(以下「福島第一原発事故」)の発生から11年が経過したものの、福島県内においては、放射性物質汚染対処特措法3事業等はいずれも実施中であり、今後も放射性物質汚染対処特措法3事業等の適切で経済的かつ効率的な実施が求められている。また、環境省等が放射性物質汚染対処特措法3事業等を実施する過程では、除染適正化推進本部を設置したり、除染適正化プログラムを作成したり、警告決議に対する措置を講じたりした後においても、不適切な事案が生じており、各事業に係る契約を履行する受注者の適切な事業実施体制等や環境省等による適切で厳正な監督等が求められている。

ついては、同省において、今後、次の点に留意して、放射性物質汚染対処特措法3事業等に適切に取り組む必要がある。

(1) 各事業の入札、契約などの状況、特に、1者応札となったものに係る契約金額の状況

ア 同省は、競争性の確保に取り組んできているとしているが、今後も、放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る契約において、1者応札率の低減のために有効と考えられる取組の状況を確認し、契約ごとに1者応札等となった要因を把握するなどして、競争性の確保について引き続き取り組むこと

イ 放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る契約の予定価格の積算について、積算単価を適切に適用しているか確認したり、後工事の諸経費の算定に当たり合算調整を行ったりして、予定価格を適切かつ経済的に積算するための取組を行うこと

ウ 変更契約について、福島第一原発事故の発生から11年が経過し、放射性物質汚染対処特措法3事業等が進捗して契約実績も蓄積されてきていることなどを踏まえて、今後、請負工事等の発注に当たっては、放射性物質汚染対処特措法3事業等の特性を考慮した上で、これまでに実施してきた工事等により得られた知見やノウハウを生かして対象数量を見込むなどして、大幅な増額変更とならないよう取組を行うこと

(2) 各事業に係る受注者の事業実施体制等及びこれに対する国の監督等の状況

不法投棄等の事案について、事業者に対して引き続き注意喚起を行うとともに、同省がこれまで講じてきた対策を検証して、不法投棄等の事案の発生を防止するために必要な制度や効果的な仕組みの整備を検討すること

本院としては、放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況について、今後も引き続き検査していくこととする。

## 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等について

### 1 検査の要請の内容

本院は、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省を対象に、①緊急対策の実施状況及び予算の執行状況、②緊急対策による効果の発現状況を検査し、その結果を報告することを求める要請を受けた。

### 2 検査の結果の主な内容

本院は、上記要請の防災・減災、国土強靱<sup>じん</sup>化のための3か年緊急対策(以下「3か年緊急対策」、3か年緊急対策の実施のために平成30年12月に政府が行った閣議決定を「30年閣議決定」)に関する各事項について、①予算及びその執行状況はどのようになっているか、各対策として事業を実施した箇所(以下「対策実施箇所」)において実施された事業の内容は、30年閣議決定、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(原案)(一覧)」等(これらを「30年閣議決定等」)の趣旨に照らして適切なものとなっているか、対策実施箇所において実施することとされた事業はどの程度完了しているか、対策が完了しなかった箇所等に対するフォローアップは適切に行われているか、②3か年緊急対策は「起きてはならない最悪の事態」の回避に十分に寄与するものとなっているか、3か年緊急対策の各対策として実施された事業は、防災、減災等の効果が十分に発現するものとなっているかなどに着眼して検査した。

(注1) 国土強靱化 国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり

#### (1) 3か年緊急対策の実施状況及び予算の執行状況

ア 内閣官房国土強靱化推進室(以下「推進室」)は、各年度の予算案の作成時に、3か年緊急対策に係る予算の追加等を行うために編成された平成30年度一般会計補正予算(第2号)及び平成30年度特別会計補正予算(特第2号)並びに3か年緊急対策等に係る予算について「臨時・特別の措置」として他の予算とは区分して予算編成が行われた令和元年度当初予算及び令和2年度当初予算において措置されるなどしている予算(これらの3か年緊急対策に係る予算を「緊急対策予算」)に係る歳出予算額等<sup>(注2)</sup>を3か年緊急対策の各対策に係る11府省庁から報告させているものの、緊急対策予算に基づいて国が支出した額については、各府省庁から報告させておらず、集計していなかった。

また、3か年緊急対策として実施する全160対策のうち、事業実施に伴う経費が生じなかったり、各対策として実施する事業の全てが国庫補助金等の交付を受けずに地方公共団体、民間事業者等が実施する事業となっていたりする12対策を除く148対策について、各府省庁に対して、対策ごとの3か年緊急対策に係る国の支出額等及びこのうち各対策に係る支出済歳出額(以下「支出済額」)<sup>(注4)</sup>等を確認したところ、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、環境省及び防衛省の6府省庁は、全ての対策について対策ごとの支出済額等を把握していたのに対して、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省の5省は、一部の対策について対策ごとの支出済額等を把握していなかった。このため、148対策のうち79対策(予算総額計9299億円。緊急対策予算全体に占める割合は25.2%)については、対策ごとの支出済額等が把握されていたが、残りの69対策(予算総額計2兆7490億円。緊急対策予算全体に占める割合は74.7%)については、対策ごとの支出済額等が把握されていなかった。

30年度から令和3年度までの間の緊急対策予算に係る対策ごと又は同じ予算科目から支出されている複数の対策(以下「対策群」)ごとの支出済額の歳出予算現額又は予算総額に対する割合(以下「執行率」)<sup>(注5)</sup>をみたところ、80%未満となっていたものが21対策及び3対策群で、このうち5対策では40%未満となっていた。そして、執行率が80%未満となっていた21対策及び3対策群のうち、平成30年度から令和3年度までの不用額の合計が10億円以上となっていたものは、9対策及び3対策群となっていた。<sup>(注6)</sup>

- (注2) 歳出予算額等 歳出予算額(当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計)と予備費使用額とを合計した金額
- (注3) 11府省庁 内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
- (注4) 国庫補助金等による事業の場合は、地方公共団体、民間事業者等の事業主体が国に実績を報告した際の国庫補助金等交付額等を集計している。
- (注5) 歳出予算現額 歳出予算額に、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加減したもの
- (注6) 予算総額 平成30年度から令和2年度までの間の歳出予算現額を合計した上で、平成30年度から令和元年度への繰越額及び元年度から2年度への繰越額を控除した額

イ 国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化基本計画」)によれば、3か年緊急対策は、45の「起きてはならない最悪の事態」ごとにこれを回避するための施策群(以下「プログラム」)を整理した上で、重点化すべき15のプログラムを選定し、選定した15のプログラム及びこれと関連が強い5のプログラム(以下「重点化すべきプログラム等」)の中で特に緊急に実施すべき施策について実施することとされている。しかし、実際に、3か年緊急対策の各対策が、重点化すべきプログラム等の中のどのプログラムのどの施策に該当するののかについては、30年閣議決定、年次計画等には記載されていない。

そこで、本院において、各府省庁が推進室に報告している内容に基づき、3か年緊急対策の各対策がどのプログラムのどの施策に該当するのかなどについて体系的に整理した結果、該当する施策がない対策が6対策、該当する施策はあるものの、当該施策が重点化すべきプログラム等になっていない対策が3対策見受けられた(6対策及び3対策に係る対策ごとの予算積算額(推進室が、各年度の予算案の作成時に各府省庁から報告させた各対策の予算額をいう。))は計143億6088万円)。

(注7) 年次計画 当該年度に取り組むべき施策等をプログラムごとに取りまとめたもの

ウ 3か年緊急対策の各対策として実際に実施された事業の内容について確認したところ、会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち、3地方支分部局並びに10道県及び287市町村等が17対策として実施した事業の一部は、30年閣議決定等においては倒壊等の被害の生ずる可能性がある施設について耐震化を実施するなどとされている対策であるのに、同対策として新たな施設を整備する事業を実施していたり、30年閣議決定等において対策を実施するとされている施設以外の施設について事業を実施していたりなどして、30年閣議決定等に明記されていない内容となっていた(これらの事業に係る支出済額は計672億5208万円)。

(注8) 会計実地検査の際に検査の対象とした事業は、会計実地検査を行った11府省庁の本府省庁、9地方支分部局等、10道県及び3政府出資法人、並びに上記10道県内の765市町村等が、3か年緊急対策の各対策として実施した事業である。

エ 3年度の年次計画には、3か年緊急対策の実施結果として、各対策の「令和2年度までの予算による実施箇所数」(以下「予算箇所数」)が記載されるなどしているが、予算箇所数は、3年度末までに事業を実施することになる見込みの箇所数等となっている。

そこで、各対策の3年度末までに各府省庁が対策を実施した箇所数(以下「対策実施箇所数」)について各府省庁に確認したところ、国土交通省以外の10府省庁は、全ての対策(計93対策)について対策実施箇所数を把握していたが、国土交通省は、同省が実施している67対策のうち40対策について対策実施箇所数を把握していなかった。

また、一部の対策については、3か年緊急対策の実施結果として3年度の年次計画に記載されている予算箇所数が対策実施箇所数とかい離している状況となっていた。

オ 各府省庁が重要インフラの機能確保について実施した緊急点検又はブロック塀、ため池等に関する既往の点検の結果、対応を検討する必要があるとされた箇所(以下「要検討箇所」)のうち対策を実施する必要があるのに対策を実施することが見込まれる箇所(以下「対策予定箇所」としなかった箇所があった8対策について、その後の状況を各府省庁において把握しているか確認したところ、8対策のうち6対策については各府省庁がその後の状況のフォローアップを行って

把握していたが、2対策については把握していなかった。また、対策予定箇所のうち対策を実施しなかった箇所(精査の結果、対策を実施する必要がないことが判明した箇所を除く。)があるとしていた11対策のうち8対策については、各府省庁がその後の状況のフォローアップを行って、対策を実施する必要がある箇所が残っているかどうかを把握していたが、3対策については把握していなかった。

## (2) 3か年緊急対策による効果の発現状況

ア 3か年緊急対策の各対策が該当する施策に係る大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」)の実施状況について確認したところ、全160対策のうち119対策については、該当する施策が脆弱性評価の対象となっていて、「起きてはならない最悪の事態」がどのようなプロセスで起こり得るかについて論理的に分析して作成したフローチャートに基づき、当該「起きてはならない最悪の事態」をどのように回避するものであるのかが明確にされるなどしていた。

一方、残りの41対策については、該当する施策が、平成30年8月に脆弱性評価の結果が公表された後でプログラムの中の施策として新たに位置付けられた施策であるため、脆弱性評価の対象となっていなかった。そして、41対策の該当する施策については、プログラムの中の施策として新たに位置付ける際に、フローチャートのどの箇所に該当するのかを各府省庁が推進室に対して報告していたものの、その内容が公表されていなかった(41対策に係る対策ごとの予算積算額は計2043億9119万円)。

イ 3か年緊急対策の各対策に関連するKPIの進捗状況等として年次計画に記載されている内容をみたところ、①初期値、目標年度又は目標値が記載されていない指標が7指標(4対策)、年次計画の年度よりも前の年度が目標年度として記載されるなどしている指標が3指標(3対策)あり、KPIの進捗状況を確認するのに十分なものとなっていなかったり、②前年度の年次計画から目標年度、目標値等が変更された指標について、年次計画には、どの指標をどのような理由でどのように変更したのかなどを記載することになっていないため、前年度の年次計画から目標年度、目標値等が変更された14指標(13対策)の全てについて、年次計画の記載だけでは目標年度、目標値等の変更の妥当性を検証することが困難な状況となっていたり、③目標年度が到来した指標について目標値が達成されたかどうかを記載することになっていないため、目標年度が到来して廃止された38指標(36対策)の全てについて、目標の達成状況が明らかとなっていなかったりしていた。

(注9) 施策及び各プログラムの進捗管理のために設定した重要業績指標。なお、各対策が該当する施策のKPIの中には、各対策に関連するKPIでないものもある。

ウ 会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち、法務本省、10道県及び55市町等が、33対策として実施した359事業は、事業の内容が測量業務、設計業務等のみとなっていて、工事を実施するものとなっていなかった(これらの事業に係る支出済額は計71億4811万円)。そして、上記の359事業を実施した箇所の令和4年6月末現在の状況を確認したところ、23事業については、3か年緊急対策として実施した測量業務、設計業務等に基づき工事が別途実施されて完了していたが、残りの336事業については、工事が施工中であったり、工事にまだ着手していなかったりして完了しておらず、災害発生時に3か年緊急対策として実施した事業の効果が発現しない状況となっていた(工事が完了していなかった事業に係る支出済額は計69億7648万円)。

会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち、1県及び6市町が実施した5対策の9事業については、3か年緊急対策の各対策として施設や設備の整備等の事業を実施したものの、整備等を実施した施設や設備が、事業を実施した後に発生した台風等の際に破損するなどして被災していた(これらの事業に係る交付金等相当額は計1億1842万円)。9事業について、施設や設備の整備等に係る設計及び施工の状況を確認したところ、9事業のうち1事業は、設備の設置に当たり台風等に対する検討が十分でなかったものであった。

3か年緊急対策の各対策として実施した事業の成果物が活用されているかについて確認したと

ころ、会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち4対策として実施した事業の一部において、事業の成果物が十分に活用されるよう引き続き取り組む必要がある状況が見受けられた。また、3か年緊急対策の各対策として整備等を実施した施設及び設備に係る災害発生時に向けた対応状況について確認したところ、会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち8対策として実施した事業の一部において、施設及び設備の整備等の効果が災害発生時に確実に発現するよう引き続き取り組む必要がある状況が見受けられた。

エ 3か年緊急対策の各対策の達成目標は、必ずしも「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果を直接捉えるものにはなっていなかった。そして、推進室によると、3か年緊急対策については、多数の分野の施策にまたがって実施されていて、3か年緊急対策全体の効果を横断的に評価することは技術的に困難であるとしており、3か年緊急対策全体の効果を評価するための指標は設定されていなかった。

KPIの内容をみると、施策の実施状況を把握するための指標として設定されたものであるため、各施策として実施する事業の事業量を示す指標となるなどして、「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果を直接捉えることができる指標ではないものが多くなっていった。

このため、本院において、3か年緊急対策又は3か年緊急対策を含む施策若しくはプログラムの効果について定量的に評価するのは困難な状況となっていた。

### 3 検査の結果に対する所見

推進室及び各府省庁は、3年度以降も、国土強靱化に関する施策のうち優先順位の高いものに重点化して進める取組として「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月閣議決定。この閣議決定に基づいて実施される対策を「5か年加速化対策」)の各対策を実施しており、これらの取組を含む国土強靱化に関する各種の施策について今後も多額の予算が執行されることが見込まれるところである。

については、推進室及び各府省庁は、次の点に留意するなどして、国土強靱化に関する施策について、透明性を確保しつつ効果的に実施する必要がある。

#### (1) 3か年緊急対策の実施状況及び予算の執行状況

ア 推進室において、今後、3か年緊急対策のように、国が支出する額を明示して、優先順位の高いものに重点化して進める取組については、国の支出額を各府省庁から報告させて集計するとともに、各府省庁に対して、対策ごとの支出済額等を把握して報告すること、対策ごとの支出済額等を把握することが難しい対策については、その理由や、各対策に係る予算の執行状況等に関して把握可能な情報を報告することを求めて、これらを公表することなどにより、当該取組に係る予算及びその執行状況をより適切な形で明らかにするよう検討すること。また、各府省庁において、3か年緊急対策の各対策又は各対策群のうち多額の不用額を計上することになったものについて、その原因を分析するなどして、今後同様の対策を実施する場合は、より正確な所要額の算定及び着実な事業の執行に努めること

イ 推進室において、今後、3か年緊急対策のように、優先順位の高いものに重点化して進める取組については、各対策がどのプログラムのどの施策に該当するのかなどの位置付けを十分に確認して公表すること

ウ 推進室において、各府省庁に対して、今後、国土強靱化に関する施策を実施するに当たり、引き続き国土強靱化基本計画やこれに関連する閣議決定等において示されている内容を十分に踏まえて事業の内容を検討するとともに、3か年緊急対策として30年閣議決定等に明記されていない内容の事業が実施されていたことを踏まえて、実施する事業の内容や、必要に応じて、当該事業と国土強靱化基本計画又はこれに関連する閣議決定等において示されている内容との関係等について国民に対して十分な説明を行うよう周知すること

エ 推進室において、今後、3か年緊急対策のように優先順位の高いものに重点化して進める取組については、対策予定箇所数等をあらかじめ明示して取り組むこととする場合には、各府省庁に

対して、各対策の進捗管理のために設定する対策予定箇所数等を実績が把握可能な単位により定めた上で、その実績を適切に把握するよう周知するとともに、対策予定箇所数等に係る実績についても各府省庁から報告させて公表すること

オ 各府省庁において、3か年緊急対策の実施に当たり、要検討箇所のうち対策予定箇所としなかった箇所及び対策予定箇所のうち対策が完了しなかった箇所について、防災等のために必要な事業が実施されないままとならないよう、適時適切にフォローアップを行っていくこと。また、推進室において、対策予定箇所のうち対策が完了しなかった箇所に係るフォローアップの状況を報告させ、これを取りまとめて公表すること

(2) 3か年緊急対策による効果の発現状況

ア 推進室において、今後、3か年緊急対策のように、優先順位の高いものに重点化して進める取組については、各対策に係る施策が脆弱性評価の対象となっていなかった場合でも、どの「起きてはならない最悪の事態」をどのように回避するものであるのかを公表すること

イ 推進室において、今後、年次計画の作成に当たりKPIの進捗状況を各府省庁から報告させる際には、初期値、目標年度、目標値、目標年度等の変更状況及び目標年度が到来した指標に係る目標の達成状況について確実に報告させて、これを年次計画に記載することにより、施策の進捗状況をより分かりやすく公表すること

ウ 推進室において、各府省庁と連携して、3か年緊急対策の各対策として実施した事業について、防災、減災等の効果が十分に発現するよう引き続き取り組んでいくこと

エ 推進室において、3か年緊急対策のように優先順位の高いものに重点化して進める取組の効果や、施策又はプログラムの効果に関して、的確な評価に資する指標をあらかじめ設定するなど評価方法の改善等に引き続き努めていくこと

本院としては、3か年緊急対策、5か年加速化対策等の国土強靱化に関する施策の実施状況等について、今後とも引き続き検査していくこととする。